

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

八女市特別養護老人ホームゆいのもり

【令和7年4月1日改定】

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人八女市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 福岡県八女市本町599番地
- (3) 電話番号 0943-23-0294
- (4) 代表者氏名 会長 古賀 秀木
- (5) 設立年月日 昭和48年6月6日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
- (2) 施設の目的

八女市特別養護老人ホーム ゆいのもりは、老人福祉法第2条、第3条の基本理念に基づき、老人を敬愛し、生きがいを持って健全で安らかな生活が過ごせるようにその生活を援助する。

- (3) 施設の名称 八女市特別養護老人ホームゆいのもり
- (4) 施設番号 福岡県 4072300942 号(平成22年2月1日指定)
- (5) 施設の所在地 福岡県八女市矢部村矢部4058番地1
- (6) 電話番号 0943-47-3125
- (7) 施設長(管理者)氏名 栗原 妙子
- (8) 当施設の運営方針

入所者の介護サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行い、入所者の在宅復帰を目的とする。また家庭や地域との結びつきを重視し、関係機関との連絡調整を行い多種多様のサービスを提供ができるようにする。

- (9) 開設年月日 平成8年2月1日
- (10) 入所定員 30人
- (11) 当法人で行っている他の介護保険事業所等
八女市社会福祉協議会
黒木支所
居宅介護支援事業 平成22年2月1日指定 八女市第4072300892号
生きがいデイサービス(行政委託事業)

上陽支所
地域密着型通所介護事業 平成28年4月1日指定 八女市第4072300645号
介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス(第1号通所事業)・・・平成30年4月1日
①通所介護相当サービス 平成30年4月1日制定
②通所サービスA 平成31年4月1日制定
生きがいデイサービス(行政委託事業) 配食サービス事業(行政委託)

立花支所
居宅介護支援事業 平成22年2月1日指定 八女市第4072300801号
訪問介護事業(介護予防含む) 平成22年2月1日指定 福岡県第4072300819号
介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス(第1号訪問事業)・・・平成30年4月1日
通所介護事業(介護予防含む) 平成22年2月1日指定 福岡県第4072300827号
介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス(第1号通所事業)・・・平成30年4月1日
①通所介護相当サービス 平成30年4月1日制定
②通所サービスA 平成31年4月1日制定
居宅介護事業(障害者自立支援法) 平成22年2月1日指定 福岡県第4013500170号
生活支援ヘルパー派遣事業(行政委託事業)
生きがいデイサービス(行政委託事業) 配食サービス事業(行政委託)

矢部支所
地域密着型通所介護事業 平成28年4月1日指定 八女市第4072300835号
介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス(第1号通所事業)・・・平成30年4月1日
①通所介護相当サービス 平成30年4月1日制定
②通所サービスA 平成30年4月1日制定
介護老人福祉施設 ゆいのもり(特養) 平成22年2月1日指定 福岡県第4072300942号
(介護予防)短期入所生活介護事業 平成22年2月1日指定 福岡県第4072300884号
高齢者生活管理指導短期宿泊事業(行政委託事業)
生きがいデイサービス(行政委託事業)

星野支所
 居宅介護支援事業 平成 22 年 2 月 1 日指定 八女市第 4072300843 号
 通所介護事業 平成 22 年 2 月 1 日指定 福岡県第 4072300850 号
 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス(第1号通所事業)・・・平成 30 年 4 月 1 日
 ①通所介護相当サービス 平成 30 年 4 月 1 日制定
 ②通所サービスA 平成 31 年 4 月 1 日制定
 生きがいデイサービス(行政委託事業)
 配食サービス事業(行政委託事業)

3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室(多床室)は、個室など他の種類の居室(多床室)への入居を希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室(多床室)の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室(多床室)・設備の種類	室 数	備 考
個室 (1人部屋)	22室	
2人部屋	5 室	
4人部屋	1室	ショートステイ
合 計	27室	
食 堂	1室	
機能訓練室	1室	
浴 室	2室	
医 務 室	1室	

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤 換 算	指 定 基 準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	10名以上	9名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 介護支援専門員	1名	1名
5. 看護職員	2名以上	1名
6. 機能訓練指導員	1名(兼務)	1名
7. 医師	1名(非常勤)	必要数
8. 栄養士	1名	1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1)サービスの概要

- ① 栄養・食事 (ご利用者の病状等の都合により変更、対応いたします)
 - ・ 当施設では、栄養士による献立作成、栄養計画、栄養ケアマネジメント評価を行い、食事を提供します。
 - ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としていますが、体調不良時や看取り介護時等は、居室にて食事を摂っていただくこともできます。
 (食事時間)
 朝食: 8:00～ 昼食: 12:00～ 夕食: 17:30～
- ② 入浴
 - ・ 入浴を週2回以上行いますが、体調不良等により入浴できない場合は、清拭を行います。
 - ・ 寝たきりでも希望により一般浴槽とストレッチャー浴のどちらでも入浴することができます。
- ③ 介護
 - ・ ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ④ 機能訓練
 - ・ ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を 防止するための訓練を実施します。
- ⑤ 生活相談
 - ・ 日常生活全般について生活相談員及び介護支援専門員が相談に応じます。

⑥ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦ その他への自立支援

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活、適切な整容が行われるよう援助します。

⑧ 看取りケアについて

回復の見込が無く、終末期の状態であると医師が医学的に判断したご利用者に対して、必要以上の延命治療を行わず、苦痛の緩和と精神的な支えを中心にして施設で最期を迎えられるよう、下記のとおり援助を行います。

- ・ 嘱託医の協力のもと、各職員はご利用者の尊厳と権利を守ることに充分配慮しながら介護に当たります。
- ・ 医師・看護師・相談員・介護支援専門員・介護員・栄養士等が協働で看取り介護に関する計画書を作成し提示します。必要に応じてケアプランの見直しやカンファレンスを行い、ご家族と密な連絡を取ります。
- ・ 看取り介護中であっても、身体的な苦痛を伴ったり、ご家族が希望される場合は中止して病院へ入院していただくことも可能です。
- ・ 施設には常勤医師の配置はなく、夜間は看護師も不在ですが、緊急時の対応については介護員が緊急連絡体制に基づき 24 時間看護師との連絡体制が確保されています。
- ・ 死亡時は嘱託医又は主治医が死亡確認を行います。日中医師が職務中など直ちに来所出来ない場合もあります。その際はお待ちいただくこともあります。
- ・ 看取り介護については入所の際、指針を用いて説明させていただきますが、終末期に入ったと判断された時点で、再度ご家族に説明させていただきます。その上で内容をご確認の上、同意書をいただきます。

(2)サービス利用料金(1日あたり))(契約書第5条参照)

基本料金

区 分	1日当りの施設利用料	1日当り自己負担額 (1割分)	1日当り自己負担額 (2割分)	1日当り自己負担額 (3割分)
要介護1	6,940円	694円	1,388円	2,082円
要介護2	7,620円	762円	1,524円	2,286円
要介護3	8,350円	835円	1,670円	2,505円
要介護4	9,030円	903円	1,806円	2,709円
要介護5	9,680円	968円	1,936円	2,904円

※介護保険法の改正により、利用者負担金の負担割合が変更になった場合は、厚生労働大臣又は八女市長が定める負担割合に応じ変更します。

加算料金

加算項目	1日当りの加算料	1日当り加算自己負担額 (1割)	1日当り加算自己負担額 (2割)	1日当り加算自己負担額 (3割)
■ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円	6円	12円	18円
■ 看護体制加算(Ⅰ)口	40円	4円	8円	12円
□ 栄養マネジメント強化加算	110円	11円	22円	33円
■ 夜勤配置加算(Ⅰ)口	130円	13円	16円	39円
■ 若年性認知症入所者受入加算	1,200円	120円	240円	360円
■ 外泊時費用	2,460円	246円	492円	738円
■ 初期加算	300円	30円	60円	90円

	看取り介護加算				
	死亡日以前 31～45 日以下	720円	72円	144円	216円
■	死亡日以前 4～30 日	1, 440円	144円	288円	432円
	死亡日の前日・前々日	6, 800円	680円	1, 360円	2, 040円
	死亡日	12, 800円	1, 280円	2, 560円	3, 840円
□	排せつ支援加算(Ⅰ)	100円/月	10円/月	20円/月	30円/月
□	排せつ支援加算(Ⅱ)	150円/月	15円/月	30円/月	45円/月
□	排せつ支援加算(Ⅲ)	200円/月	20円/月	40円/月	60円/月
□	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	30円/月	3円/月	6円/月	9円/月
□	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	130円/月	13円/月	26円/月	39円/月
■	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100円/月	10/月	20/月	30/月
■	退所時情報提供加算	2, 500/回	250/回	500/回	750/回
■	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	30円	3円	6円	9円
■	認知症行動・心理症状 緊急対応加算 * 利用開始日より7日間を限度	2, 000円	200円	400円	600円
■	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	400円/月	40円/月	80円/月	120円/月
■	安全対策体制加算	200円	20円	40円	60円
■	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)/月	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数×11. 3%			

○入院・外泊算定については、1 回の入院又は外泊で月をまたがる場合は、最大で連続 13 泊(12 日分)まで入院又は外泊時の費用算定となります。

○初期加算については、入所した日から起算して30日以内の期間、30日を超える入院後の再入所日から30日以内の期間となります。

○安全対策体制加算については、入所時の1回に限り算定となります。

○介護職員処遇改善加算についての利用者負担金は、上記表の算式で計算された金額の介護保険負担割合に応じた1割、2割、3割の負担となります。

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後は、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険法の改正により、利用者負担金の負担割合が変更になった場合は、厚生労働大臣又は八女市長が定める負担割合に応じ変更します。

(3)保険対象外サービス・費用

① 食事の提供に要する費用

- ・ 1日当り 1,445円（朝食:356円 昼食:576円 夕食:513円）

利用者負担	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
金 額	1,360円	650円	390円	300円

② 居住に要する費用

- ・ 1日当り 多床室 915円

利用者負担	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
金 額	430円	430円	430円	0円

③ 訪問理美容サービス

希望により、訪問理美容サービスが利用できます。基本的にはカットのみで料金については、利用者個人負担となります。

④ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスを利用することができます。

詳細は、以下のとおりです。

- ・ 管理する金銭の形態:施設の指定する金融機関に預け入れている預貯金通帳
- ・ お預かりするもの :上記預貯金通帳と金融機関へ届出た印鑑
- ・ 預かり金 :医療費、日常生活上必要となる購入代金等の個人負担
- ・ 保管管理者 :施設長
- ・ 出納方法 :手続きの概要は以下のとおりです。

※ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

※ 保管管理者は、上記の届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

※ 保管管理者は、出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

⑤ 趣味活動の費用

自己負担となります。

⑥ 複写物の交付

事業所は、ご契約者及びその家族の求めに応じて、サービス提供記録等を閲覧させ、又は複写物を交付致します。但し、複写物の交付については、料金は発生いたしません。

⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等については、ご契約者に負担いただくことが適当であるものは負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑧ 契約書第20条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室(多床室)を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室(多床室)が明け渡された日までの期間に係る料金として1日につき、915円をいただきます。

⑨ 一時外出(外泊)に伴う、送迎サービス

(i) 利用日及び時間

原則として、平日 8:30~17:00 の利用

(ii) 自動車走行距離 1km付き 40円

(4)利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

利用料については、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌々月末までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ・ 窓口での現金支払い
- ・ 指定口座への振込み JA バンク
- ・ ご契約者の金融機関口座からの自動引き落としする口座振替をお願いします。

(5)入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により嘱託医の指示にて下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものでも義務付けするものでもありません。)

① 嘱託医医療機関

医療機関の名称	黒岩外科医院
所在地	福岡県八女市本町1-281-5
診療科	外科・内科
電話番号	0943-23-2858
FAX 番号	0943-22-5139

② 協力医療機関

医療機関の名称	横田病院
所在地	福岡県八女郡広川町大字新代1428-94
診療科	循環器科・内科
電話番号	0943-32-1115
FAX 番号	0943-32-1090

6. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族へ連絡を行うと共に、必要な措置を講じると共に、八女市へ報告を行います。
- (2) 事業者は事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) 損害賠償については、ご契約者に不利益を与えないよう損害賠償責任保険に加入し、賠償に当たります。

「介護保険・社会福祉事業者総合保険」 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

	補 償 内 容		補 償 金 額
賠償責任補償	賠償責任	身 体	1億円(限度額)
		財 物	1,000万円(限度額)
	管財物損害		200万円(限度額)
	人格権侵害		1,000万円(限度額)
	事故対応費用		1,000万円(限度額)

7. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。(契約書第13条参照)

- (1) ご契約者からの退所の申出(中途解約・契約解除)(契約書第14条、第15条参照)
- (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第16条参照)
- (3) 契約者が病院等に入院された場合の対応について(契約書第19条参照)
- (4) 円滑な退所のための援助(契約書第17条参照)
- (5) 契約者及び契約者の家族等の禁止行為(契約書16条参照)
 - ① 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
 - ② 職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたり する行為)
 - ③ 職員に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の欲求等、性的いやがらせ行為)

8. 残置物引取人(契約書第21条参照)

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第21条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

9. 苦情の受付について(契約第23条参照)

★事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

八女市社会福祉協議会 矢部支所 苦 情 受 付 窓 口		電話番号
苦情解決責任者	石川 幸一 (矢部支所長)	電話番号 0943-47-3123 FAX 番号 0943-47-3124
苦情受付担当者	栗原 妙子 (特養施設長)	
三者委員	八女地区 西原 洋文 上陽地区 小川 清美 黒木地区 梅野 昭博 立花地区 高山 隆夫 矢部地区 山口 昌世 星野地区 井上 宏行	

★その他相談・苦情の受付窓口

八女市社会福祉協議会(本所) 住所 八女市本町 599 電話番号 0943-23-0294(代表) FAX 番号 0943-23-0242	(保険者) 八女市役所 健康福祉部 介護長寿課 住所 福岡県八女市本町 647 電話番号 0943-23-2545 FAX 番号 0943-30-1505
八女市社会福祉協議会黒木支所 住所 八女市黒木町桑原 207 電話番号 0943-42-2131(代表) FAX 番号 0943-42-3959	八女市役所 黒木支所 生活福祉係 住所 八女市黒木町今 1314-1 電話番号 0943-42-1463 FAX 番号 0943-42-4591
八女市社会福祉協議会立花支所 住所 八女市立花町谷川 1156 電話番号 0943-37-0036(代表) FAX 番号 0943-37-0083	八女市役所 立花支所 市民生活福祉係 住所 八女市立花町原島 95-1 電話番号 0943-23-4932 FAX 番号 0943-22-3512
八女市社会福祉協議会上陽支所 住所 八女市上陽町北川内 123-1 電話番号 0943-54-3629(代表) FAX 番号 0943-54-3847	八女市役所 上陽支所 市民生活福祉係 住所 八女市上陽町北川内 547-1 電話番号 0943-54-2218 FAX 番号 0943-54-2809
八女市社会福祉協議会矢部支所 住所 八女市矢部村矢部 4058-1 電話番号 0943-47-3123(代表) FAX 番号 0943-47-3124	八女市役所 矢部支所 市民生活福祉係 住所 八女市矢部村北矢部 10528 電話番号 0943-24-9142 FAX 番号 0943-47-2855
八女市社会福祉協議会星野支所 住所 八女市星野村 10775-14 電話番号 0943-52-3165(代表) FAX 番号 0943-54-3518	八女市役所 星野支所 市民生活福祉係 住所 八女市星野村 13102-1 電話番号 0943-52-3113 FAX 番号 0943-52-3283
福岡県国民健康保険団体連合会 総務部介護保険課 住所 福岡市博多区吉塚本町 13-47 電話番号 092-642-7859(代表は 7800) FAX 番号 092-642-7856	福岡県運営適正化委員会 住所 春日市原町 3-1-7 電話番号 092-915-3511 FAX 番号 092-584-3790
福岡県介護保険広域連合 柳川・大木・広川支部 住所 柳川市三橋町正行 431 柳川市役所三橋庁舎内 TEL:0944-75-6301 FAX:0944-75-6340	

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

①実施の有無(有 ・ 無)

- 私は、指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

八女市特別養護老人ホームゆいのもり

説明者 職名 _____

氏 名 _____ 印 _____

- 私は、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、了承しました。

利用者 氏名 _____ 印 _____

利用者の家族 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

利用者との関係(_____)